

川越市公共施設等総合管理計画 (原案)



平成28年4月

川 越 市

川越市民憲章

(1982 (昭和 57) 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうらおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章



■市の花 山吹 (やまぶき)



■市の木 かし



■市の鳥 雁 (かり)



市長挨拶

目次

第1章 公共施設等総合管理計画の概要	1
1 目的	2
2 計画の体系	3
3 計画期間	4
4 対象施設	4
5 推進体制	5
第2章 公共施設等の現況	7
1 公共施設の現況	8
(1) 市有財産の概要.....	8
(2) 公共施設の建築実績.....	9
(3) 公共施設の年間総経費.....	10
2 インフラ施設の現況.....	11
第3章 人口と財政の将来見通し	13
1 人口の推移と将来推計.....	14
2 財政状況	15
(1) 歳入と歳出の見込み.....	15
(2) 投資的経費の推移と財政構造の硬直化.....	16
3 将来の更新費用の見通し.....	17
第4章 現状から分かる課題	19
1 財源の確保と有効活用.....	20
2 市民ニーズの変化に対応した行政サービスの提供.....	21
3 公共施設等の老朽化への対応.....	22
第5章 マネジメントに関する基本方針	23
1 基本方針	24
2 マネジメントの手法.....	29
(1) 公共施設のマネジメントの進め方.....	29
(2) インフラ施設のマネジメントの進め方.....	31
第6章 施設類型別のマネジメント方針	33
1 学校教育施設	35
2 生涯学習施設	38
3 文化、スポーツ、観光施設.....	43
4 福祉施設	50
5 公営住宅	58
6 都市基盤施設	60
7 行政関連施設	63
8 インフラ施設	73
資料編	79

第1章 公共施設等

総合管理計画の概要

1 目的

本市の学校やホールなどの公共施設や道路などのインフラ施設は、人口が急増する1970年代前半から1980年代前半にかけて集中的に整備されました。これらの公共施設やインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）公共施設等が建設後30年から40年程度経過し、¹更新時期が一斉に訪れると見込まれます。経年劣化した公共施設等をそのまま放置することは、利用者の安全に影響を与えるおそれがありますが、全ての公共施設等を更新することは、現在の厳しい財政状況を踏まえると困難です。

この課題に対する取組として、2012（平成24）年度に、本市が所有し、管理する公共施設の資産情報や利用状況、運営コストなどをまとめた『川越市公共施設マネジメント白書（以下、「白書」という。）』を作成しました。これにより公共施設の全体像を把握するとともに、白書のデータを基に、公共施設の整備更新に係る計画策定の検討を始めました。

また、国においても、公共施設等の老朽化への対応として、2013（平成25）年11月、『インフラ長寿命化基本計画』を策定しました。この計画では、地方公共団体における公共施設等の整備更新を着実に進めていくため、中長期的な取組の方向性を明確にする行動計画と当該行動計画に基づき、施設ごとの対応方針を定める個別施設計画を策定することとされています。

これまでの取組を踏まえ、利用者の安全・安心を確保しながら、老朽化が進行する公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などに計画的に対応するための方針として、公共施設等総合管理計画（以下、「本管理計画」という。）を定めます。

なお、本管理計画は、本市の最上位計画である『第四次川越市総合計画』で掲げる施策 No. 49²社会資本マネジメントの推進に対応し、全庁的な取組として推進していくものです。



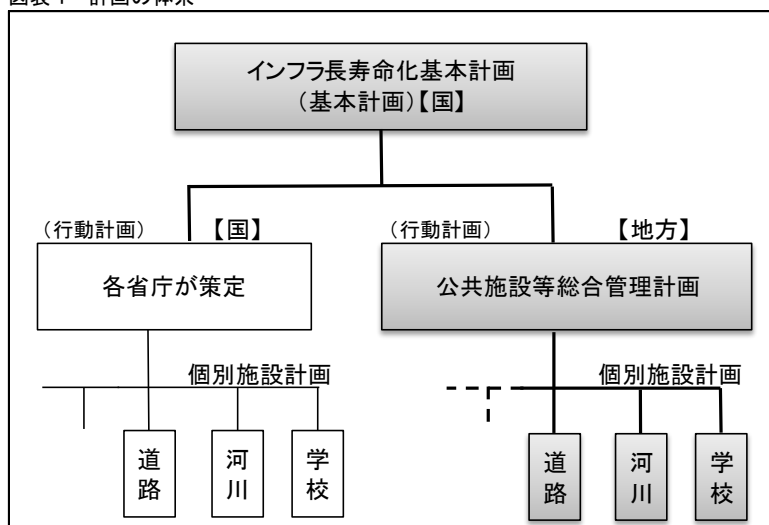
¹ 更新：既存の建物を新しく建て替えること。

² 社会資本マネジメント：本市が保有し、管理する公共施設等を重要な経営資源と捉え、施設の運営コストや利用状況などを把握するとともに、人口動態や市民ニーズを踏まえた分析を行い、全市的な視点から効果的かつ効率的な施設管理・運営を推進する取組のこと。

2 計画の体系

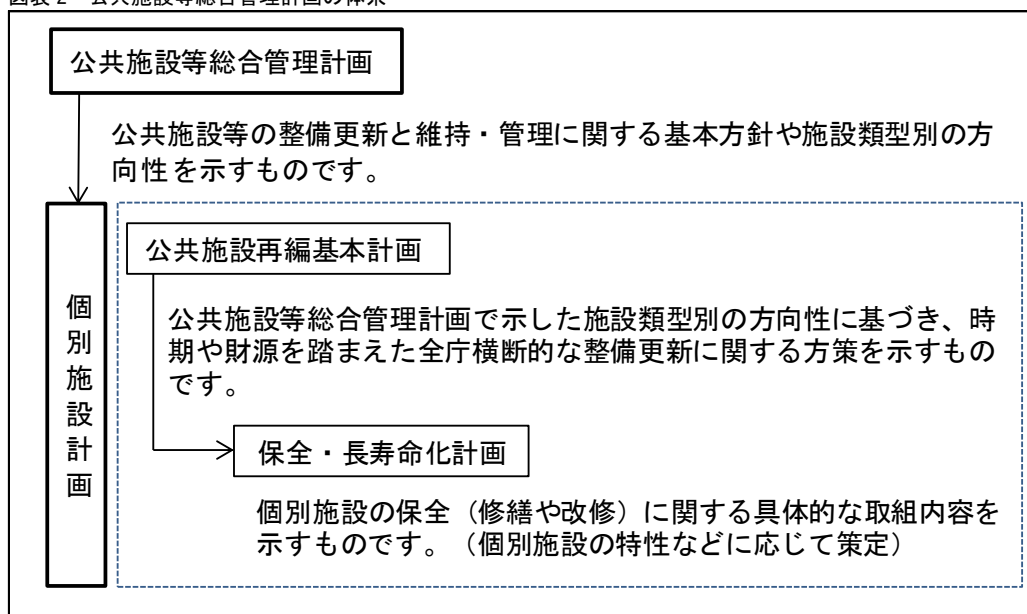
本管理計画は、地方公共団体が作成する行動計画にあたり、本管理計画に基づいて個別施設計画を策定しますが、本市では、公共施設再編基本計画と保全・長寿命化計画を個別施設計画とします(図表 1、2)。既に策定されている個別施設のマネジメントに係る計画は、個別施設計画とみなしますが、本管理計画や公共施設再編基本計画を踏まえ、見直しを行います。個別施設計画は、個別施設の特性や緊急性に応じて順次策定していきます。

図表 1 計画の体系



(出典) 総務省ホームページ

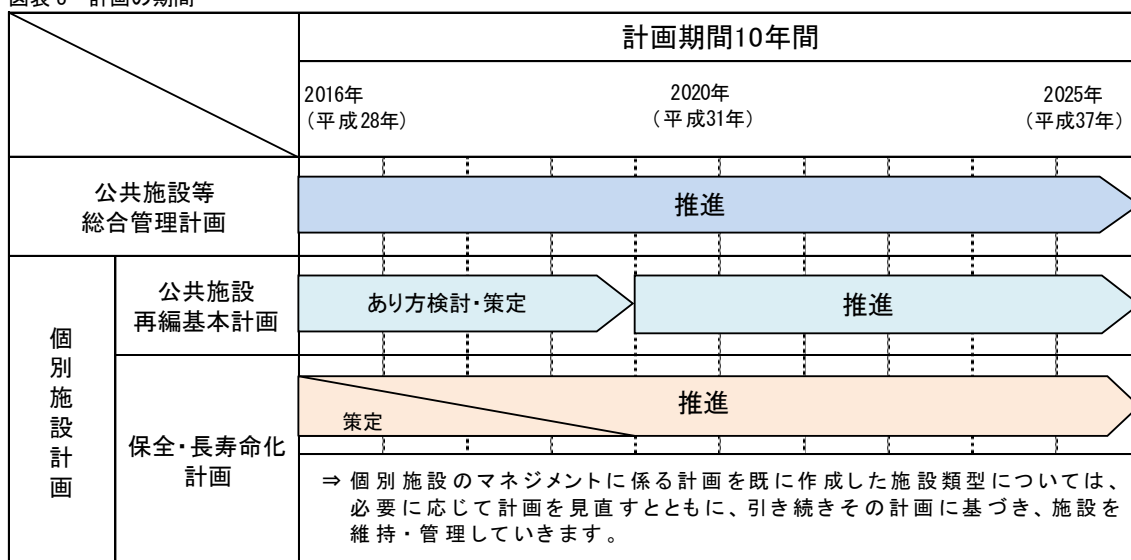
図表 2 公共施設等総合管理計画の体系



3 計画期間

本管理計画は、長期にわたり利用することを前提とした公共施設等を対象としているため、施設のライフサイクル全体を意識した長期的な視点で取り組むことが重要です。そのため、計画期間は、多くの公共施設等が更新や大規模な改修時期を迎える今後の30年間を見据える中、社会情勢の変化や取組の進捗状況を踏まえ10年間の計画期間とします。なお、必要に応じて見直しを行い、内容の充実を図ることとします。

図表3 計画の期間



* 個別施設計画の策定期限については、インフラ長寿命化基本計画のロードマップを参考にしています。

4 対象施設

本管理計画では、公共施設に加え、道路、橋りょう、河川、上水道、下水道のインフラ施設を含めた公共施設等を対象とし、公共施設を8類型に、インフラ施設を5類型に分けて整理します（図表4）。

なお、公共施設等に附属する設備や大型機械などがある施設については、その特性を充分考慮することが必要です。

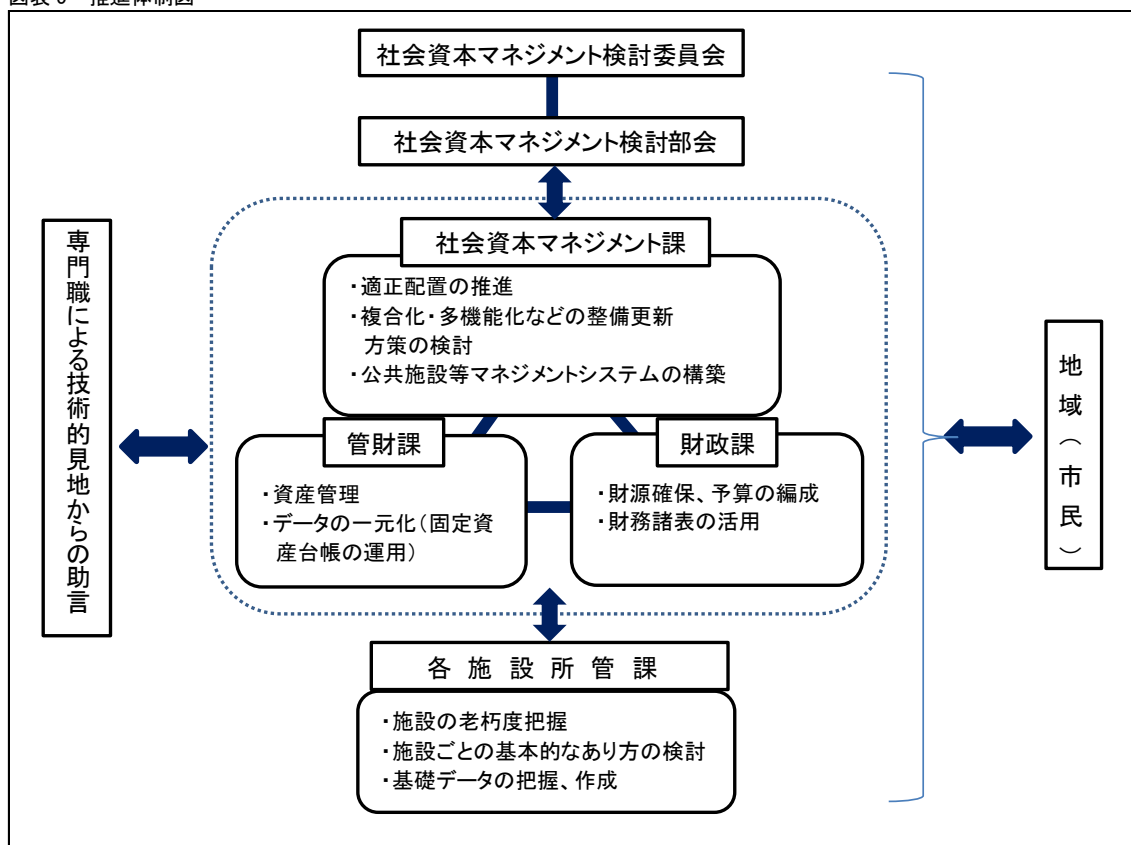
図表4 公共施設等の施設類型

公共施設 (8類型)	学校教育施設、生涯学習施設、文化・スポーツ・観光施設、福祉施設、公営住宅、都市基盤施設、行政関連施設、その他の公共施設
インフラ施設 (5類型)	道路関連施設、橋りょう関連施設、河川関連施設 上水道関連施設、下水道関連施設

5 推進体制

公共施設等は、数も多く各施設所管課で管理しているため、今後は資産の一元管理や予算編成との連携を図ることが重要です。土木や建築などの技術的な支援に基づいたマネジメントを行うとともに、市民との協働の視点を持って取り組みます（図表 5）。

図表 5 推進体制図



第2章 公共施設等の現況

1 公共施設の現況

(1) 市有財産の概要

本市の市有財産は、上下水道局が所管している財産を含め、建物が約 79 万㎡、土地が約 305 万㎡です。建物は約 99.6%、土地は約 93.8%が³行政財産です（図表 6）。

また、行政財産（建物）を施設類型別の延床面積で比較すると、学校教育施設の割合が高く、約 51.9%を占めています（図表 7）。

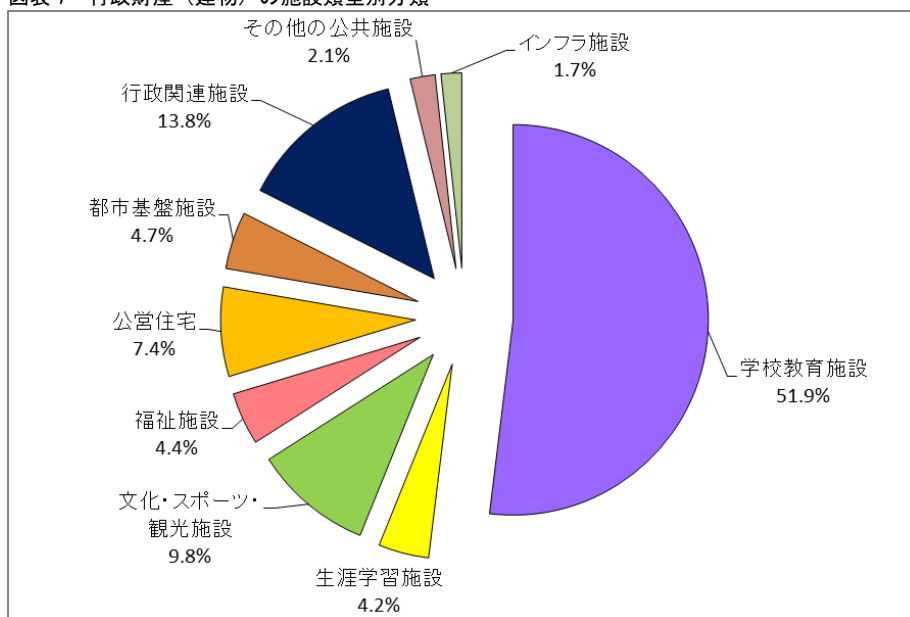
図表 6 市有財産（行政財産と⁴普通財産）の内訳

	市有財産	
	建物面積（㎡）	土地面積（㎡）
行政財産	783,664.52	2,859,141.99
普通財産	3,437.99	187,605.40
合計	787,102.51	3,046,747.39

川越市社会資本マネジメント課作成

* 基準日：2015（平成 27）年 4 月 1 日

図表 7 行政財産（建物）の施設類型別分類



川越市社会資本マネジメント課作成

* 基準日：2015（平成 27）年 4 月 1 日

* 道路、橋りょう、河川、上水道及び下水道関連施設はインフラ施設ですが、庁舎などの建物については、公共施設として 5 類型をまとめて記載しています。

³ 行政財産：市において、公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産のこと。一部を除き、原則、貸付、交換、売却、譲与等を行うことができない。

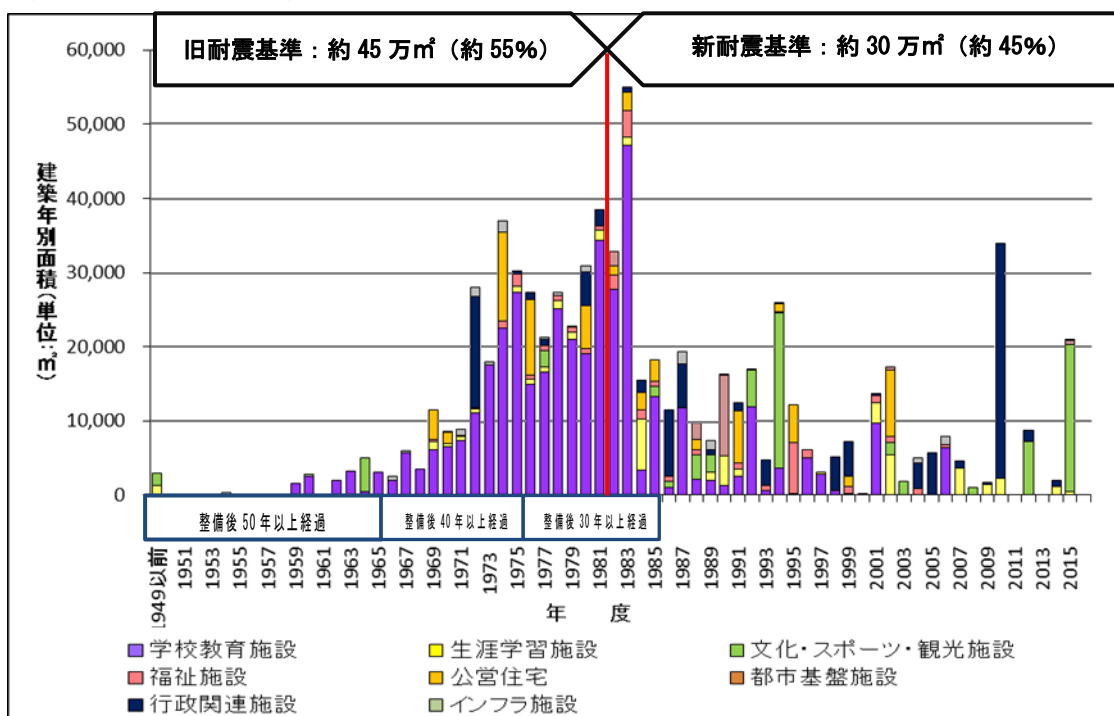
⁴ 普通財産：行政財産以外の公有財産のこと。

(2) 公共施設の建築実績

本市における公共施設の建築年別面積は、1970年代前半から1980年代前半にかけて大きなピークが存在し、建築後30年以上経過している施設面積は全体の約64%にも及んでいます（図表8）。

また、1981（昭和56）年の建築基準法改正により新耐震基準が導入されており、⁵旧耐震基準で整備された公共施設は、全体の約55%を占めています。本市では、『川越市建築物耐震改修促進計画』に基づき、公共施設の耐震化を進めてきました。旧耐震基準で建築された建物を施設類型別に比較すると、約70%が学校教育施設となっていますが、既に耐震化工事を完了しています。

図表8 公共施設建築年別面積



川越市社会資本マネジメント課作成

* 基準日：2015（平成27）年4月1日

* 都市基盤施設のうちの公園施設及びその他の公共施設並びに建築年が不詳の公共施設は除いています。

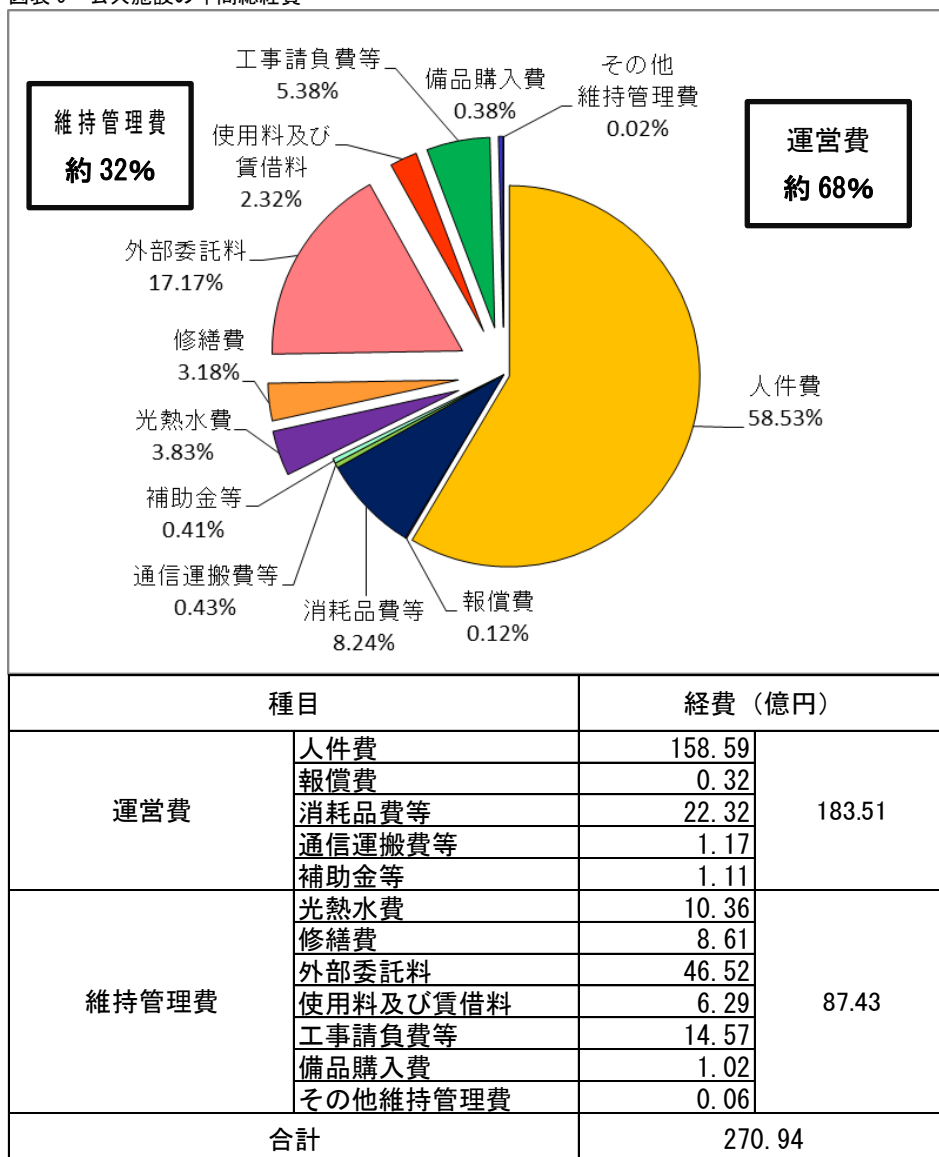
* 道路、橋りょう、河川、上水道及び下水道関連施設はインフラ施設ですが、庁舎などの建物については、公共施設に含めています。

⁵ 旧耐震基準：建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、1981（昭和56）年6月1日の改正より前の建築基準法による基準のこと。

(3) 公共施設の年間総経費

2014（平成 26）年度における公共施設の年間総経費は、約 271 億円となっています（図表 9）。このうち運営費（人件費、報償費、消耗品費等、通信運搬費等、補助金等）が約 184 億円、維持管理費（光熱水費、修繕費、外部委託料、使用料及び賃借料、工事請負費等、備品購入費、その他維持管理費）が約 87 億円となっています。公共施設の運営や維持・管理に係る経費のうち、運営費が約 68%を占めています。

図表 9 公共施設の年間総経費



川越市社会資本マネジメント課作成

* 十万円以下は四捨五入しています。

2 インフラ施設の現況

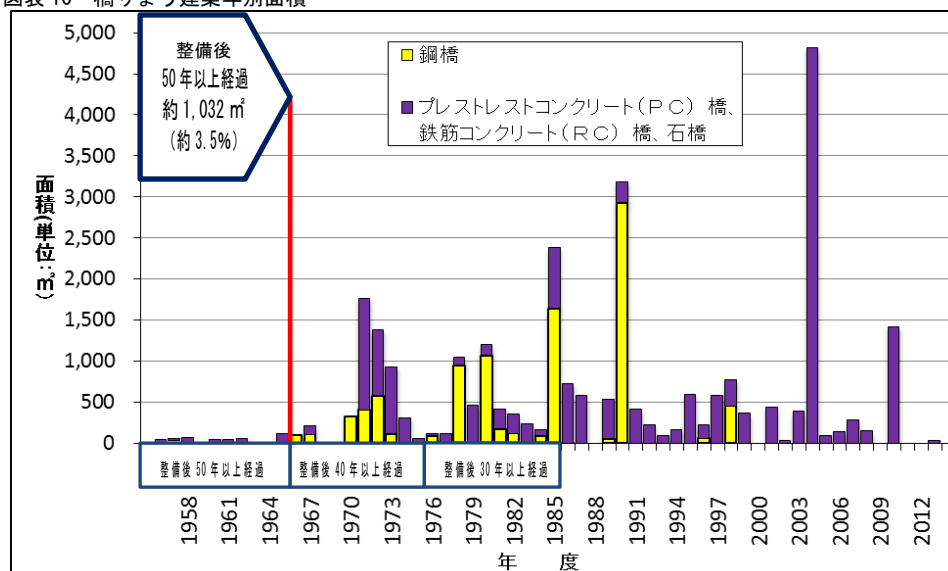
道路

本市が管理する道路は、5,840 路線で、道路実延長 1,589.7 km、道路敷面積 8,146,428 m²となっています。このうち、幹線 1 級市道（国土交通省道路区分 6：いわゆる主要幹線道路）は面積ベースで 10.3%、幹線 2 級市道（同区分 7：その他の幹線道路）は 9.9%、その他の市道（同区分 8：生活道路）は 79.7%、自歩道は 0.1% であり、市道の多くは生活道路となっています。

橋りょう（参考：川越市橋りょう長寿命化修繕計画）

本市が管理する橋りょうは、615 橋（横断歩道橋を除く。）あり、その約 8 割は鉄筋コンクリート（RC）橋となっています。架橋年が不詳又は 1970 年代から 1980 年代に架橋されたものが多数存在しています（図表 10）。

図表 10 橋りょう建築年別面積



川越市社会資本マネジメント課作成

* 基準日は、2014（平成 26）年 4 月 1 日とし、架橋年不詳の橋りょう 354 橋（面積：8,662 m²）は除いています。

河川関連施設

入間川及び小畔川（⁶一級河川）の流出部に古谷上排水機場、古川排水機場、天の川排水機場の 3 施設を整備しています。天の川排水機場は築 30 年が経過し、老朽化が進んでいます。

⁷内水排除ポンプ場は、新河岸川に 11 施設、入間川に 1 施設を整備しています。

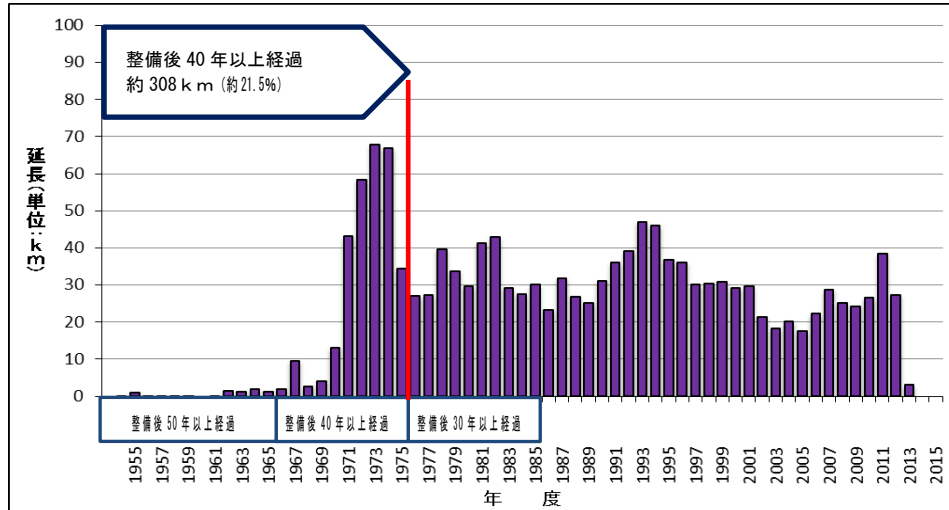
⁶ 一級河川：一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定したもの。市内では、荒川、入間川、小畔川、新河岸川及び不老川がある。

⁷ 内水：河川の水を外水というのに対し、堤防の内側に降った雨水のことを内水（ないすい）という。

上水道（参考：川越市水道ビジョン、川越市上下水道事業中期経営計画）

2013（平成 25）年度末における水道普及率は 99.9%で、配水管の総延長は 1,447 kmに及んでいます。1970 年代前半に大量に整備した配水管が、整備後 40 年以上経過しています（図表 11）。

図表 11 上水道（配水管）整備年別延長



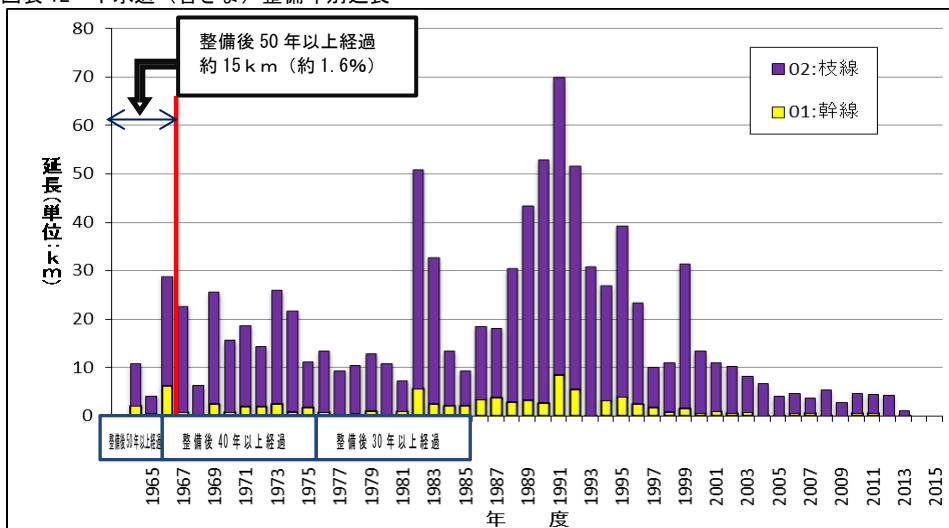
川越市社会資本マネジメント課作成

* 基準日は、2014（平成 26）年 4 月 1 日とし、建築年不詳の配水管（10.5 km）は除いています。

下水道（参考：川越市上下水道事業中期経営計画）

2013（平成 25）年度末における下水道普及率は 85.2%となっており、整備した管きよ（民間が整備し、後に市に移管したものを含む。）の総延長は 1,166 kmに及んでいます。1990 年代前半が整備のピークとなっています（図表 12）。

図表 12 下水道（管きよ）整備年別延長



川越市社会資本マネジメント課作成

* 基準日は、2014（平成 26）年 4 月 1 日とし、建築年不詳の管きよ（幹線：29.2 km、枝線：218.1 km）は除いています。

第3章 人口と財政の将来見通し

1 人口の推移と将来推計

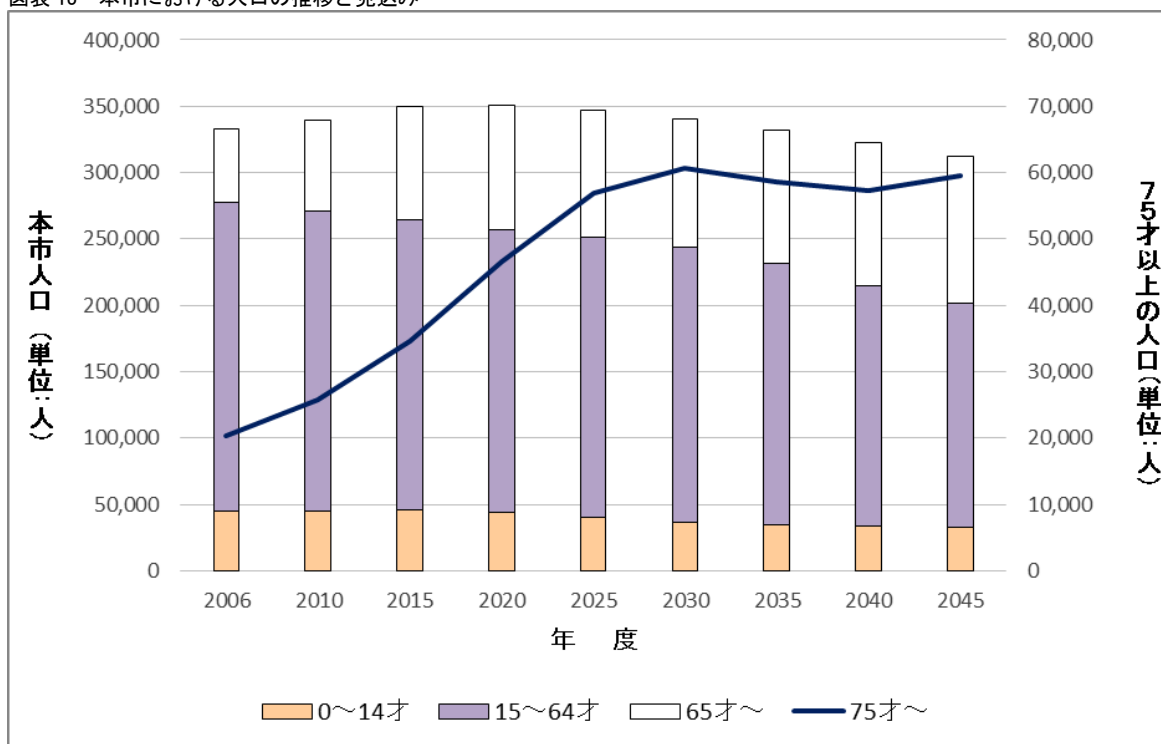
国の総人口は、2008（平成 20）年をピークに減少傾向が続き、2012（平成 24）年 1 月の国立社会保障・人口問題研究所の全国人口推計では、2048（平成 60）年には 1 億人を割って 9,913 万人になると見込まれています。

本市の人口は、隣接する 9 村と合併した 1955（昭和 30）年時点ではおよそ 10 万人でしたが、1990（平成 2）年に 30 万人を超えました。1955 年から 2010 年（昭和 30 年から平成 22 年）までの 55 年間に人口は、およそ 3.3 倍に増えています。

また、2015（平成 27）年 8 月には 35 万人に達しましたが、本市の推計では、2018（平成 30）年をピークに減少すると見込まれており、年少人口（0～14 才）、生産年齢人口（15～64 才）の減少と高齢者人口（65 才以上）の増加は特に顕著になっています（図表 13）。

2015（平成 27）年と 2045（平成 57）年の対比で、総人口約 10.7%減に対して、年少人口は約 28.8%減、生産年齢人口は約 22.9%減、高齢者人口は約 30.3%増（75 歳以上の人口は約 72.5%増）となっており、人口減少、少子高齢化が一層進むものと予測されています。

図表 13 本市における人口の推移と見込み



(出典) 川越市住民基本台帳(各年1月1日)

* 2016（平成 28）年以降は市推計

2 財政状況

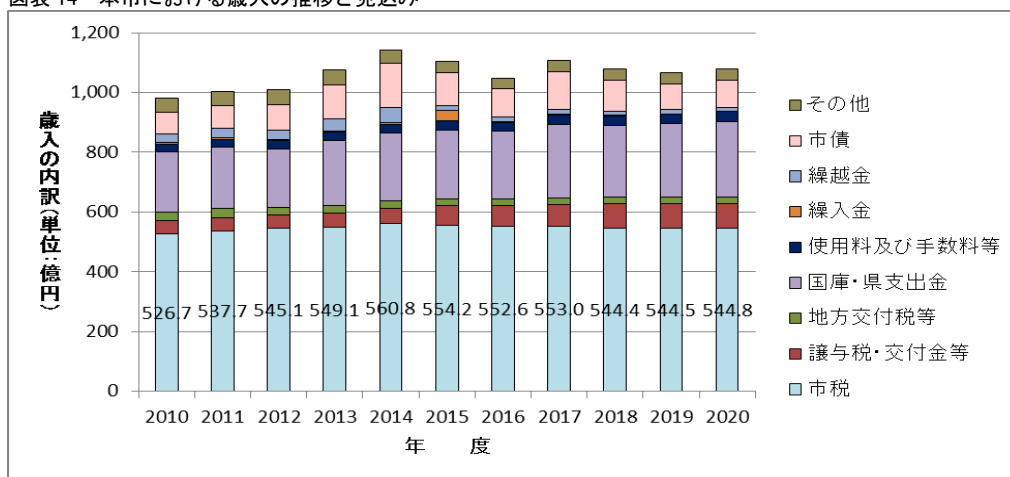
(1) 歳入と歳出の見込み

歳入の根幹となる市税収入については、生産年齢人口の減少などの要因から、ほぼ横ばい又は減少すると見込まれます（図表 14）。

歳出については、⁸扶助費の増加が顕著になっています。今後は、少子高齢化が進展することを踏まえると、更に扶助費が増加すると見込まれます（図表 15）。

また、公共施設等の整備に用いる⁹投資的経費は、公共施設の新規建設などにより増加傾向にあり、財政の見込みにおいては、歳入と歳出のかい離額が大きくなっています。

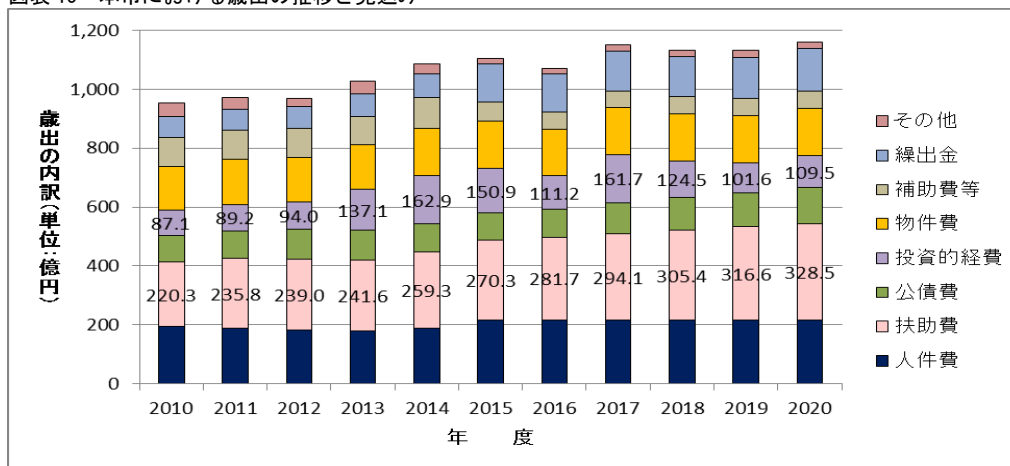
図表 14 本市における歳入の推移と見込み



(出典) 平成 27 年度川越市中期財政計画

* 百万円以下は四捨五入しています。

図表 15 本市における歳出の推移と見込み



(出典) 平成 27 年度川越市中期財政計画

* 百万円以下は四捨五入しています。

⁸ 扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害のある人等に対して行っているさまざまな支援に要する経費。

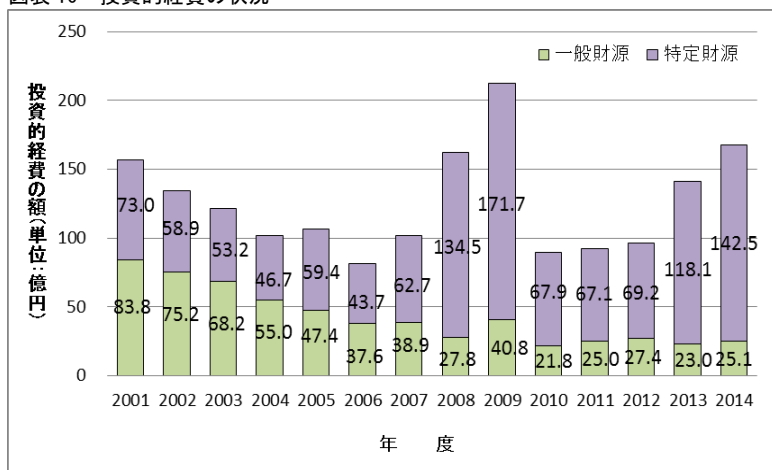
⁹ 投資的経費：道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新增設事業を行う際の経費などのこと。

(2) 投資的経費の推移と財政構造の硬直化

投資的経費における¹⁰一般財源は、減少傾向にあり、2014（平成 26）年度は 25 億円まで減少し、¹¹特定財源が一般財源を大きく上回っています（図表 16）。

また、¹²経常収支比率及び¹³公債費負担比率は、上昇傾向にあり、厳しい財政状況であるといえます（図表 17）。なお、平成 27 年度川越市中期財政計画では、2020（平成 32 年）度の公債費負担比率が 17%になると見込んでいます。

図表 16 投資的経費の状況

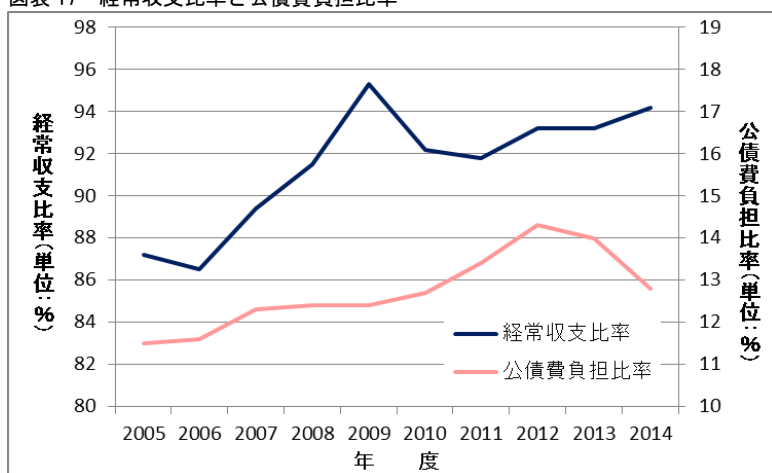


(出典) 平成 27 年度川越市中期財政計画

* 決算カード（¹⁴普通会計ベース）に基づき作成し、百万円以下は四捨五入しています。

* 平成 27 年度川越市中期財政計画は一般会計ベースで作成しているため、図 14 の投資的経費の額と一致しません。

図表 17 経常収支比率と公債費負担比率



(出典) 平成 27 年度川越市中期財政計画

¹⁰ 一般財源：市税など財源の使いみちが特定されず、どのような経費にも使用することができるもの。

¹¹ 特定財源：国県支出金や市債など財源の使いみちが特定されているもの。

¹² 経常収支比率：地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標。75～80%は妥当、80%以上は弾力性を失いつつあるとされている。

¹³ 公債費負担比率：公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことで、15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされている。

¹⁴ 普通会計：地方自治体間の財政比較等を行うため、一般会計を中心に特別会計の一部を加えた会計区分。川越市の普通会計は、一般会計、歯科診療事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の 3 つが対象である。

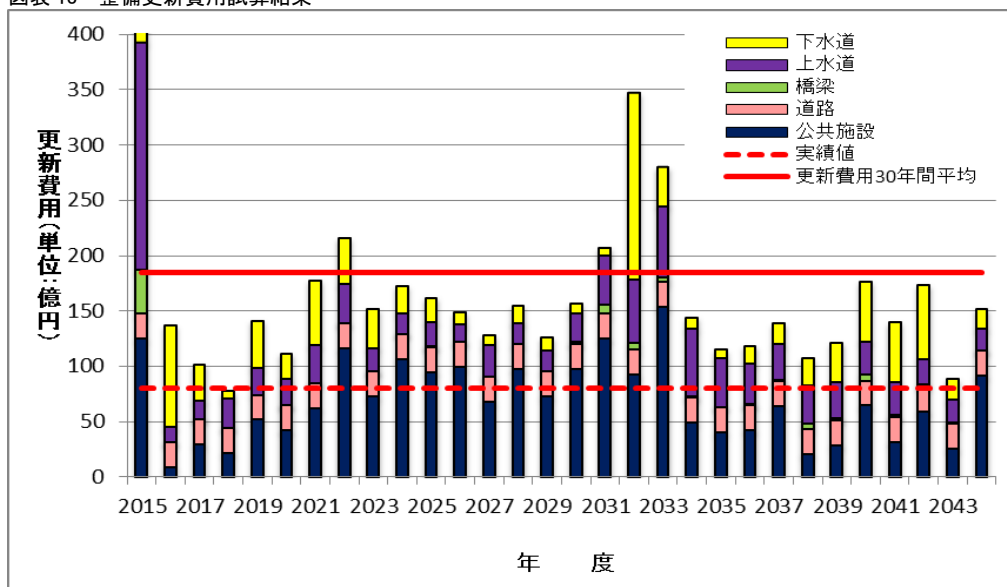
3 将来の更新費用の見通し

将来の更新費用を、東洋大学¹⁵ PPP 研究センターから提供されたソフトを用いて、現在と同じ床面積や延長、構造で、耐用年数を経過した時点で更新することとして、2015（平成 27）年から 2044（平成 55）年までの 30 年間で試算しました。

試算の結果、公共施設等の更新費用は、小学校や中学校の建替えなどにより 2020 年代から 2030 年代前半にかけて、更新のピークを迎えますが、その後はやや低い水準となります（図表 18）。1 年あたり約 184 億円が必要ですが、事業費ベースの実績値と比較すると、1 年あたり約 116 億円不足しています（図表 19）。

今後は、人口減少などの社会情勢の変化もあり、整備更新に充てることのできる財源も少なくなることが考えられるため、更新費用を予算の範囲内に収めることができるよう、取組を進めていく必要があります。

図表 18 整備更新費用試算結果



* 道路、橋りょう、河川、上水道及び下水道関連施設に関する庁舎などの建物は公共施設に含めて試算し、市が保有する歴史的建築物は除いています。

図表 19 試算結果と事業費ベースの実績値との比較

(単位：億円)

種類	更新費用	更新費用	実績値	差額（不足額）
	30年間	年平均		
公共施設	2,047.2	68.2	17.7	50.5
道路	678.6	22.6	8.0	14.6
橋りょう	83.1	2.8	0.6	2.2
上水道	1,092.8	36.4	22.9	13.5
下水道	1,625.9	54.2	19.0	35.2
合計	5,527.6	184.2	68.2	116.0

* 百万円以下は四捨五入しています。

* 河川関連施設（排水機場）に関する投資的経費は、対象とした期間の実績額が少額であったため、記載していません。

¹⁵ PPP: Public Private Partnership の略。公と民がパートナーを組んで事業を行うこと。指定管理者制度、市場化テスト、公設民営方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなども含まれる。

将来の更新費用の試算条件

耐用年数と更新単価	公共施設	★耐用年数	木造(W造)	24年
			その他非木造	22年
			鉄筋コンクリート造(RC造)	50年
			鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)	50年
			プレストレストコンクリート造(PC造)	50年
			鉄骨造(S造)	38年
			軽量鉄骨造(LGS造)	22年
			ブロック造	41年
	★更新単価	市民文化系、社会教育系、行政系施設 40万円/㎡ スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉施設 36万円/㎡ 学校教育系、子育て支援施設等:33万円/㎡ 公営住宅:28万円/㎡ ※インフラ施設の庁舎等の建物についても、更新単価は上記と同様。		
	道路	★耐用年数:15年 ★更新単価 一般道路 4,700円/㎡、自転車歩行者道 2,700円/㎡		
橋りょう	★耐用年数:60年 ★更新単価 鉄筋コンクリート(RC)橋、プレストレストコンクリート(PC)橋 425千円/㎡ 鋼橋 500千円/㎡ ※年度が不明な場合は一律448千円/㎡			
上水道	★耐用年数:40年(法定耐用年数) ★更新単価 導水管、送水管(管径300mm未満) 100千円/m (管径300mm以上) 114千円/m 配水管(管径150mm未満) 97千円/m (管径200mm以上) 100千円/m			
下水道	★耐用年数:50年(法定耐用年数) ★更新単価 コンクリート管、塩ビ管等 124千円/m(更生工法を想定) 更生管 134千円/m(敷設替えを想定)			

実績値の精査

実績値は、過去に公共施設等の整備更新にかけられた事業費ベースの経費のことで、投資的経費の詳細が把握できた2010(平成22)年度から2013(平成25)年度までの過去4年分の資料から、設備の維持管理費などを除いた項目を積算し算出しています。

種類	実績値	試算方法
公共施設	17.7億円	2010(平成22)年度から2013(平成25)年度の投資的経費のうち、更新や新設、改修に係る金額の平均値
道路	8.0億円	
橋りょう	0.6億円	
上水道	22.9億円	2010(平成22)年度から2013(平成25)年度の資本的支出のうち、「建設改良費」の金額平均値
下水道	19.0億円	2010(平成22)年度から2013(平成25)年度の資本的支出のうち、「建設改良費(流域下水道費を除く)」の金額平均値

* 上水道及び下水道は、平成25年度水道事業年報及び下水道事業年報により作成し、百万円以下は四捨五入しています。
* 河川関連施設(排水機場)に関する投資的経費は、対象とした期間の実績額が少額であったため、記載していません。

第4章 現状から分かる課題

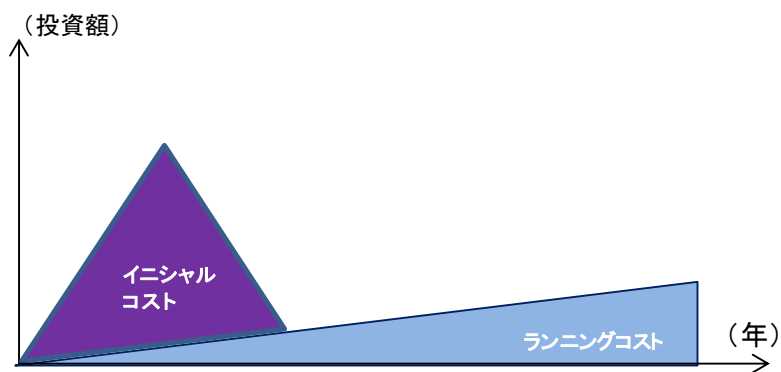
1 財源の確保と有効活用

多くの公共施設等が建築された当時は、現在と社会情勢や財政構造が異なっており、扶助費などの義務的経費や地方債残高がそれほど多くはなかったため、投資的経費の捻出が可能であったと推測されます。現在は、財政の硬直化が進んでおり、今までのように公共施設等を建設することは不可能です。そのため、計画的に必要な財源を確保する方策を検討することが必要です。

本市は、1970年代前半から1980年代前半にかけて多くの公共施設を建築し、床面積で約64%が建築後30年以上経過しています。仮にしゅん工の50年後に更新を行うとすると、2020年代から2030年代前半に更新時期が集中し、これに対応するための財源は大きく不足すると見込まれます。時代に合った施設の在り方を検討するとともに、現在の財政状況を踏まえた公共施設の整備を考えていかなければなりません。

また、公共施設等は、建設時の費用（イニシャルコスト）だけでなく、維持・管理のために継続的な費用（ランニングコスト）がかかります。ランニングコストは、施設の老朽化が進行するにつれて増大し、建設費用よりも多額の費用がかかる場合があることにも留意する必要があります（図表20）。そのため、イニシャルコストだけでなく¹⁶ライフサイクルコストの縮減も同時に進めることが重要です。

図表20 公共施設等に係る費用のイメージ図



川越市社会資本マネジメント課作成

課題に関する基本的な認識

- ・ 計画的に財源を確保するための方策の検討
- ・ 時代に合った施設の在り方の検討
- ・ 財政状況を踏まえた公共施設の整備
- ・ 限られた財源の重点配分
- ・ ライフサイクルコストの縮減

¹⁶ ライフサイクルコスト（LCC）：製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）に必要な経費の合計額をいう。

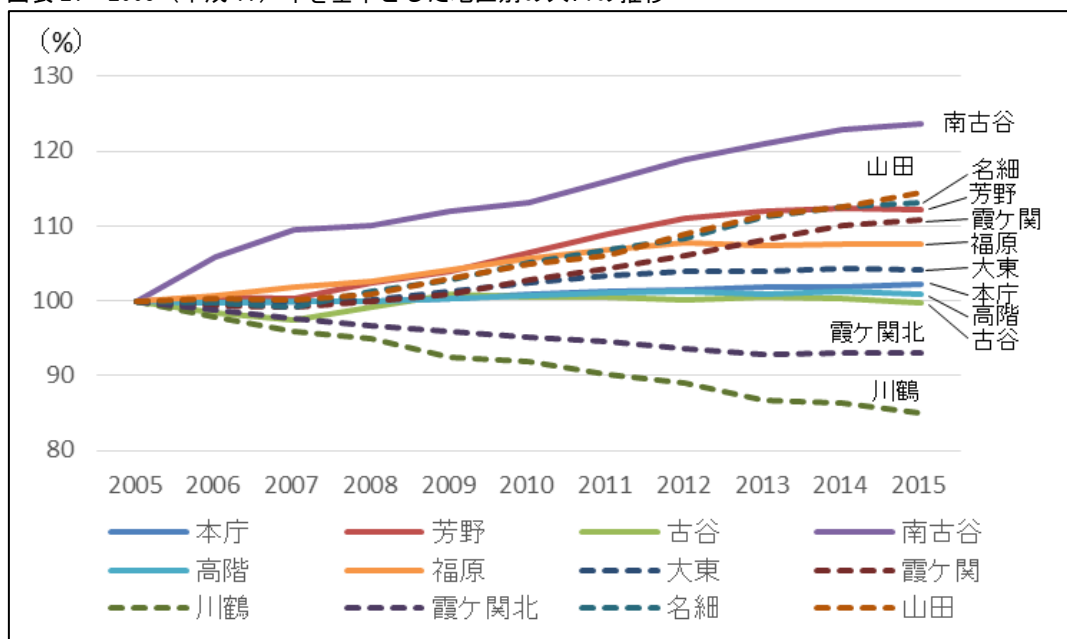
2 市民ニーズの変化に対応した行政サービスの提供

本市は、人口が急増する1970年代前半から1980年代前半にかけて市民に適正なサービスを提供するために公共施設等を積極的に整備してきました。本市の推計では、2018（平成30）年をピークに人口減少局面を迎えると見込まれ、年少人口及び生産年齢人口の減少や高齢者人口の増加がより顕著になり、市民ニーズも変化していくと考えられます。そのため、社会情勢や人口減少によって生じると考えられる余剰スペースを別の機能で利用するなど、変化する市民ニーズに適切に対応することが必要です。

また、本市の人口を地区別にみると、既に人口が減少している地区があるなど、求められる行政サービスが地区によって異なるものと考えられます（図表21）。

今後は、それぞれの地区の人口動態と市民ニーズの変化を的確に把握し、民間資源を積極的に活用するなど、より効率的で効果的な行政サービスを検討することが重要です。

図表21 2005（平成17）年を基準とした地区別の人口の推移



(出典) 川越市人口ビジョン

課題に関する基本的な認識

- ・ 既存ストックの有効活用
- ・ 各地区の人口動態と市民ニーズの適切な把握
- ・ 民間資源の活用
- ・ より効率的で効果的な行政サービスの検討

3 公共施設等の老朽化への対応

公共施設等は、適切に維持・管理することによって、長期にわたり安全に利用することが可能になります。今後も維持する施設等については、日頃から適切な維持・管理を行い、できる限り長く使い続けることや有効活用を図る取組が重要です。

また、適切な維持・管理を行う際には、所在地や規模などの諸元、利用状況、運営コスト及び点検・診断などの情報が正しく把握されていなければなりません。現在、整備を進めている¹⁷固定資産台帳や複式簿記などを踏まえた新しい公会計に基づくデータの活用は、公共施設等に係る経費（コスト）や資産（ストック）の適切な把握を可能にし、限られた財源を重点的にどう配分していくのかを決める判断基準としても活用できると考えられます。

公共施設等に関する情報を一元的に管理し、利活用することは、財政の透明性を高め、議会や市民に対する説明責任をより適切に果たすことにつながります。公共施設等を所管している部署と連携を図り、共通認識のもと、本管理計画の取組を全庁的に推進する体制を整えることが必要です。

単式簿記・複式簿記と現金主義会計・発生主義会計

単式簿記 取引を現金の収入や支出として一面的に記載する方法

複式簿記 取引を借方と貸方に分けて二面的に記載する方法

現金主義会計 現金の収支に着目した会計処理

発生主義会計 経済事象の発生に着目した会計処理



☆「単式簿記」に加えて「複式簿記」を採り入れることで、資産などのストック情報が見える化

☆「現金主義会計」に加えて「発生主義会計」を採り入れることで、減価償却費や退職手当引当金などのコスト情報が見える化

課題に関する基本的な認識

- ・ 長期の利用を可能にする適切な維持・管理
- ・ 正しい情報の把握と一元管理
- ・ 全庁的な取組の推進

¹⁷ 固定資産台帳：固定資産を、その取得から除却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿

第5章 マネジメントに関する

基本方針

1 基本方針

本市が所有し、管理する公共施設等は、国や県からの補助金も含め、市民の方々が納める税金により整備されたものであり、公共施設等をマネジメントしていくうえで、市民の方々の理解が必要不可欠です。市が公共施設等の在り方を一方的に決めるのではなく、人口減少や人口構造の変化などによる市民ニーズに対応した公共施設等の在り方を市と市民の方々がともに考えていくことが重要です。

また、これからの公共施設等の在り方を考えるに当たっては、サービスの向上や施設効用の最大化に努めながらも、今後も維持することが可能な公共施設等の総量となるように配慮するとともに、民間活用や施設の多機能化などさまざまに工夫しながら、財政負担の軽減も図らなければいけません。

そのためには、全ての公共施設等を対象として、経営的な視点から効率的で効果的なマネジメントを実施することが求められています。

2014（平成 26）年度に「川越市の公共施設・インフラに関するアンケート調査」を行ったところ、公共施設については、複合化や多機能化を図り、民間施設も含め、既存ストックを有効に活用していくことに積極的な意見が多く、サービス水準を引き下げることや、税負担を求めることには消極的な意見が多くありました。

インフラ施設についても、一部の廃止や長寿命化、維持・管理の民間委託に積極的な意見が多く、サービスの水準を引き下げることや、税負担を求めることには消極的な意見が多くありました。

必要不可欠なサービスを今後も継続して市民の方々に提供していくために、基本方針を次のとおり定めます。

☆基本方針☆

基本方針 1

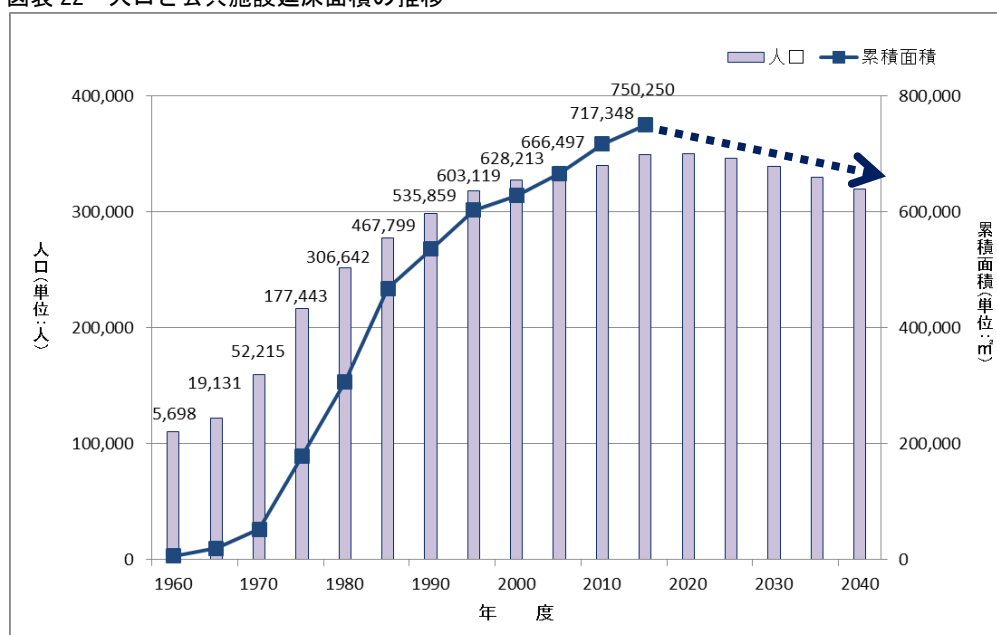
施設総量の適正化

①人口減少社会を見据えた施設総量の実現

人口減少社会を踏まえて将来のニーズなどを考慮した結果、必要と判断された施設は、現在の施設総量の範囲内で本管理計画の趣旨に沿った手法を用いた上で、新規建設や整備更新を行うことで、施設総量の適正化を図ります。

また、インフラ施設は、本管理計画の趣旨を踏まえて事業を進めます。

図表 22 人口と公共施設延床面積の推移



川越市社会資本マネジメント課作成

* 基準日：2015（平成 27）年 4 月 1 日（建設年不詳の施設は除き、面積は小数点以下四捨五入。）

* 人口については、2015（平成 27）年までは実績、2016（平成 28）年以降は予測により作成

②¹⁸複合化・¹⁹多機能化などの整備更新方策の推進

必要な施設の更新に当たっては、単独で建替えるのではなく、施設の複合化・多機能化を基本とし、適正規模での施設の更新を進めます。

また、²⁰共有化、²¹広域化や施設によらないサービス提供（²²ソフト化）について検討します。

¹⁸ 複合化：複数ある施設を統合すること。

¹⁹ 多機能化：施設の機能を単機能ではなく、高機能・多機能にすること。

²⁰ 共有化：各施設が持つ同様の機能を共有して利用すること。

²¹ 広域化：周辺の自治体、国、県と共同で施設運営を行うこと。

²² ソフト化：民間サービスなどの活用によりサービス機能は維持したうえで、施設（ハード）は廃止すること。

基本方針 2

適切な維持・管理による安全の確保

①点検・診断の実施

安全の確保を第一に考え、公共施設等の特性や整備後の経過年数などを踏まえて、継続的に点検・診断を実施します。

②耐震化の実施（参考：『改定川越市建築物耐震改修促進計画』）

今後予想される地震災害に対して市民の安全を確保するため、本市が保有する公共施設等の耐震化に努めます。

③²³長寿命化の推進

改修や建替の優先順位を整理するとともに、従来の²⁴事後保全ではなく、²⁵予防保全に努め、老朽化の状況や将来の用途の見通しなどを考慮して、各施設の状況を踏まえた長寿命化を図ります。

基本方針 3

整備更新費用の確保と受益者負担の適正化

①²⁶公的不動産（PRE）の有効活用（参考：『川越市公有地利活用指針及び計画』）

統廃合などにより利用する見込みのない公共施設等は解体撤去し、その土地は積極的に貸付や売却を行うなど、整備更新に必要な財源の確保を図ります。

②基金の設置

将来の財政需要に対応するため、公的不動産（PRE）の有効活用により生じた収益を積み立てるなど、公共施設の整備更新に充当するための基金を設置し、中長期的な視点で運用を行います。

③補助金や地方債の活用

公共施設等の整備更新や解体撤去については、国などの補助金を積極的に活用するとともに、老朽化対策を推進するために創設された地方債（「公共施設最適化事業債」や「地域活性化事業債」、「公共施設の除却に係る地方債」など）の活用も検討します。

④受益者負担の適正化（参考：『公の施設の使用料設定にあたっての基本方針』）

公共施設等の使用料は、公平で適正な負担となるように見直しを図ります。

²³ 長寿命化：適切なメンテナンスを行い、躯体や設備を健全な状態に保ち、建物を将来にわたり長く使い続けること。

²⁴ 事後保全：構造物や建築物が損傷した後に損傷箇所の補修・修理を行うこと。

²⁵ 予防保全：構造物や建築物が損傷する前に予防的に対策を行うこと。

²⁶ 公的不動産（PRE）：Public Real Estateの略。地方公共団体などが保有する各種の不動産のこと。

基本方針 4

公民連携（PPP）の推進

- ①管理・運営手法の見直しによるサービスの向上（参考：『民間委託等の推進に関する指針、PFI活用に関する基本指針』）

民間事業者のノウハウを活用するため、民間委託や指定管理者制度、²⁷PFIの導入を進めるとともに、ライフサイクルコストを意識した無駄のない効率的な管理運営を進めます。

- ②民間委託手法の検討

民間提案制度を設けるなど、厳しい財政状況の中でも公共施設等の整備更新などが可能になる方法を検討します。

基本方針 5

計画的な推進を図るためのしくみづくり

- ①公共施設等に係る優先順位の決定

公共施設等の整備更新を全庁的に推進するため、個別施設計画に沿った優先度に基づき、効率的な予算配分を行います。

- ②施設情報の一元化と利活用

公共施設等の情報（諸元、利用状況、運営コスト、点検・診断などの情報）を一元的に管理し、活用することで、適正なマネジメントサイクルを確立します。

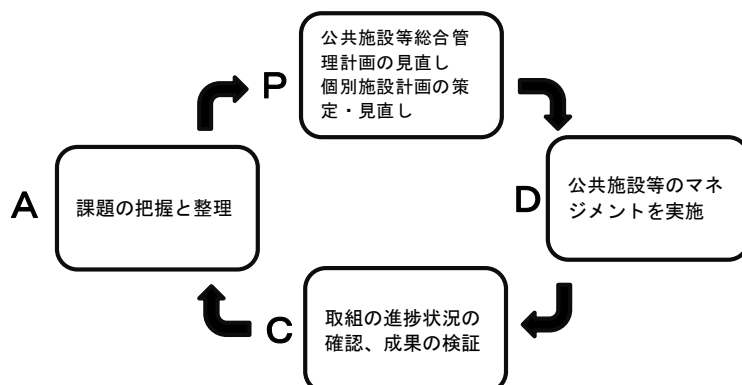
- ③モデル事業の実施

ソフト化、複合化や多機能化など、さまざまな手法によるモデル事業を実施し、これらの効果を踏まえて、他の施設での取組を効果的に進めます。

²⁷ PFI：Private Finance Initiative の略。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持・管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的にサービスを提供する手法。

④フォローアップの実施

P D C A サイクルに基づき、取組の進捗状況を客観的に検証します。

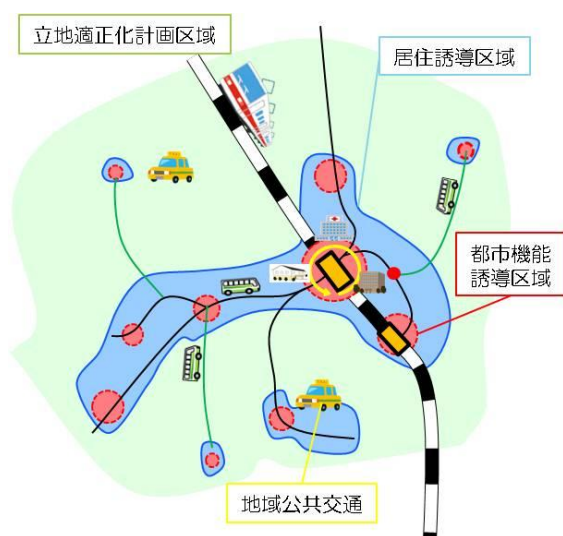


⑤関連計画との連携

限られた財源を効率的に効果的に活用するためには、社会資本マネジメントの取組を全庁的な取組とする必要があります。現在策定を進めている立地適正化計画など、本管理計画と関連する計画との連携を図ります。

立地適正化計画

高齢化や人口減少が進む中、高齢者や子育て世代などが安心して快適に生活できる環境を実現するため、公共交通の利便性の高いエリアなどに、日常生活に必要な医療・福祉施設や商業施設などの都市機能やこれらの施設を利用する住民を誘導し、各エリアが公共交通でネットワークとして結ばれている都市構造（多極ネットワーク型コンパクトシティ）を目指すことにより、持続可能な都市経営を実現しようとするものです。



(出典) 国土交通省ホームページ

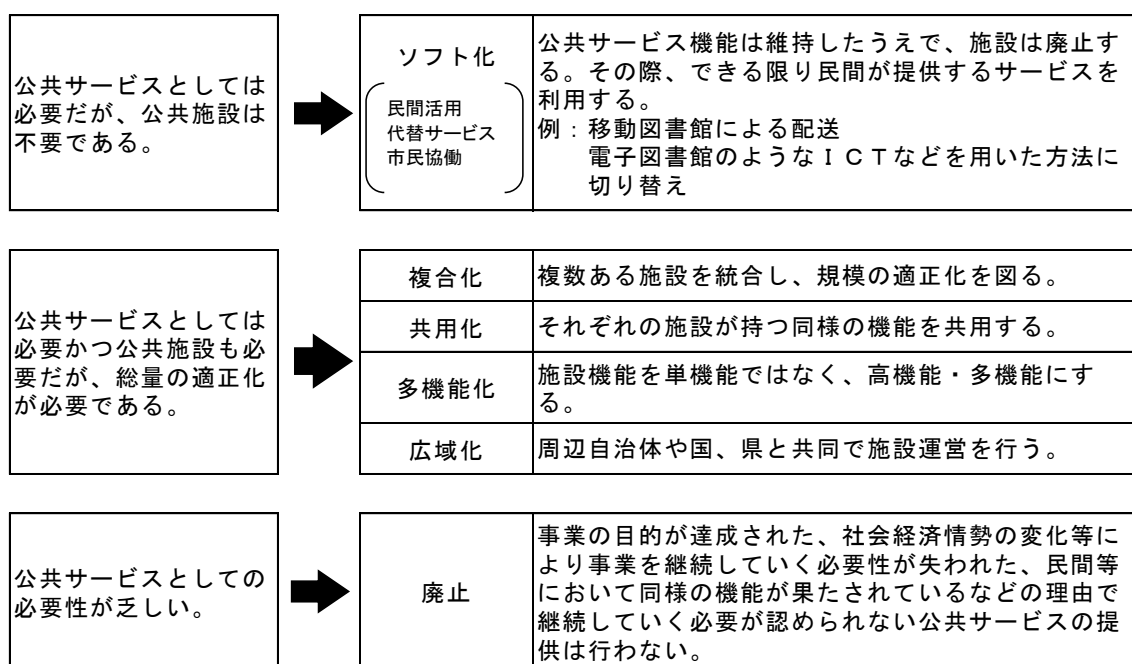
2 マネジメントの手法

(1) 公共施設のマネジメントの進め方

公共施設は、学校やホールなど特定の施設類型ごとに提供されているサービスの必要性、民間での代替可能性、利用者の範囲などを考慮して、種類別基準（ソフト化、複合化、多機能化など）の対策を割り当てます。

種類別基準による判断の結果、今後とも維持する公共施設に対して、長寿命化、PFI など共通に活用できる対策を検討します。

STEP 1：公共施設の種類別基準



※上記を検討した結果、単独で更新することもあります。

STEP 2：公共施設の横断的基準

今後も維持するとされた施設をできる限り長く利用するため、長寿命化を検討します。

長寿命化	適切な修繕や大規模改修を行い、施設の躯体や設備などを健全な状態にするとともに、建物を将来にわたり長く使い続ける。
------	--



さらに次の対応を検討し、運営費や維持管理費の低減を図ります。

P F I ・ 指定管理者	P F I や指定管理者制度を導入し、施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する。
---------------	---

包括民間委託	施設の点検や清掃などの業務を包括的に業務委託することで、民間の技術やノウハウを活用する。
--------	--

エネルギー マネジメント	公共施設に太陽光発電設備の設置を進めるなど、光熱水費を削減し、施設の使用エネルギーを効率化する。
-----------------	--

スペース マネジメント	会議室の集約、文書管理の工夫などにより、庁舎等のスペースを効率的に利用できるようにして、施設効用を高める。
----------------	---

利用者負担の見直し	施設利用区分や施設利用料を見直す。
-----------	-------------------

取組で生じる余剰不動産については、「用途変更」や「民間企業等への貸付や売却」などにより、利活用を図ります。

これらの手法を積極的に活用し、施設効用を最大化し、財政負担を軽減する。

※ ただし、主として設備の機能に基づく公共サービスを提供している施設であって統合、複合化、共用化、多機能化のような方策を行うことが難しい施設については、効率的・効果的な運用となるよう工夫し、運用コストの低減を図るとともに、計画的な修繕や改修による長寿命化を行い、更新費用の平準化やライフサイクルコストの低減を図ります。

(2) インフラ施設のマネジメントの進め方

インフラ施設は、長寿命化を前提に、事後保全から予防保全に切り替えます。なお、インフラ施設は公共施設と同じように扱うことが難しいため、本管理計画の趣旨を踏まえて事業を進めます。

また、劣化が進みやすい部分、機能が損なわれた際の社会的被害（重要度）の大小から分類し、予防保全の対応を変化させるリスクベースメンテナンス（RBM）や²⁸合併処理浄化槽による生活排水の処理などインフラ施設を用いない方法、あるいは、人口減少などの社会情勢を踏まえたコンパクトなまちづくりによってインフラ施設の総量を縮減する方法などを用いることによって、サービスの提供を維持していく視点も重要です。

種類別基準による判断の結果、今後とも維持するインフラ施設に対して、PFIや包括民間委託など共通に活用できる対策（横断的基準）を検討します。

STEP 1：インフラ施設の種類別基準

公共サービスとしては必要かつ従来のインフラ施設も必要で総量も大幅に削減できない。	➡	予防保全	構造物や建築物が損傷する前に予防的に対策を行う。
公共サービスとして必要かつ従来のインフラ施設も必要だが、総量の適正化が必要である。	➡	ダウンサイジング	過剰感があるインフラの規模を縮小し、更新する。
公共サービスとしては必要だが、従来のインフラ施設がなくても、公共サービスの提供は可能である。	➡	分散処理	ネットワーク型インフラ施設から分散処理型インフラ施設に切り替える。 例：合併処理浄化槽の利用
		移転	人が動くことで必要とするインフラ施設の総量を縮減する。 例：コンパクトシティ
公共サービスとしての必要性が乏しい。	➡	廃止	継続していく必要が認められない公共サービスの提供は行わない。

STEP 2：インフラ施設の横断的基準

次の対応を検討し、運営費や維持管理費の低減を図ります。

PFI・指定管理者	PFIや指定管理者制度を導入し、施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する。
包括民間委託	施設の点検や清掃などの業務を包括的に業務委託することで、民間の技術やノウハウを活用する。
利用者負担の見直し	料金の見直しを行う。

²⁸ 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、ふろ、洗濯など）を併せて処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、家庭から河川等へ流れ出る汚れを約8分の1に減らすことができる。

